

第八回 参議院法務委員会會議録第五号

昭和二十五年七月二十七日(木曜日)午前十一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○鐵道公安職員の職務に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(北村一男君) それではこれより開会いたします。速記を止めて。

午前十一時四十分速記中止

午前十一時三十八分速記開始

○委員長(北村一男君) 速記を始めて下さい。これより鐵道公安職員の職務に関する法律案を議題といたしまして質疑の繼續をいたしますから御発言を願います。

○一松定吉君 問題はこの小型武器使用の点に關してであります。前回以來お尋ね申上げておりましたこの小型武器を使用する場合、今少しく明確に規定する必要があるということを私は考えております。先ず前回にも引用いたしましたように、警察官等職務執行法の第七條に拳銃使用の場合のいろいろの制限が設けられております。これは皆御承知の通りでございます。それから海上保安官の拳銃使用に關しましては、これ又昭和二十四年十一月十七日に海上保安官長官大久保氏から拳銃使用及び取扱規定というものを掲げられておりました。その第四條で詳細なる取扱に關する注意が規定されております。こういうふうに拳銃使用について海上保安官の規則といい、警察官等職務執行法の規定といい、非常

に細心なる注意を以てこの使用についての制限をいたしておるゆえんのもの、拳銃使用の如何によつては重大なる人権蹂躪若しくは人身に被害を與えるというようなことを恐れて、こういう鄭重なる規定があるものと私は考えておるのであります。それならば同じ鐵道公安職員に對して拳銃を使用せしめる場合にも、これと同じような規定を設けるといふことが必要であると私は考えておるのであります。この点について第八條の「やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。」というだけの、至つて茫漠たる規定のみに止めておるといふことは、これは海上保安官若しくは警察官に對する拳銃使用の制限と甚だしき相違のあることを私は認めるのであります。この点については、提案者においては、ただこれだけの記載でよろしいというお考えであると思つてあります。が、よろしいという考えであります。ならば、何故に警察官や海上保安官と差異を設けても別に差支えないという、よつて來たるその理由を一つ御説明願います。

○衆議院議員(佐藤三三君) 第八條の規定は鐵道公安職員が武器を使用する場合に一つの限界を示すべく設けられた規定であります。而してその意味は、自己又は他人の生命又は身体の保護上、職務の執行上止むを得ざる場合に限定するといふ趣旨でありまして、刑法に言う正当防衛或いは緊急避難にこれを比較するならば、むしろその範圍内に拳銃使用を制限して行くという意味合であるのであります。ただ一松委員から御質疑がありましたように、その文意を現わすために、警察官等職務執行法第七條に比べるとやや用語の上において物足りないものがあるものであります。その精神は今申上げましたように決して鐵道公安職員に對して、その武器使用を野放図に認めるというところは毛頭ないのであります。而も私は今申上げたように、むしろ生命身体の保護の必要上、而も犯罪捜査の必要上止むを得ざる場合、言ひ換へますれば、その状態においては拳銃を使用しなければならぬという客観的な事情が存在し、且つ又それに應じてその武器の使用が止むを得ざるものであつて、全体から考へるならば相當であるといふふうに判断される場合にのみこれを許すといふことであると思います。勿論その具體的な意味を明確にするためには、或いは警察官等職務執行法第七條のごとくに、言葉の上においてこれを表現するといふことも一つの方法であるかと思つております。が、少くとも衆議院法務委員会における提案の理由をいたしましては、この程度の文意を以て必要且つ十分ではなからうかと思惟した結果であります。併し勿論本法案が通過した場合におきましては、鐵道公安職員の監督官に對しては、武器使用に關する規則を制定する。只今御質疑の上にも現われたように、海上保安官に對すると同様な措置が講ぜられると共に、又その使用等に

對する十分なる鐵道公安職員に對する訓練が行われて、私は人権保護という上においても、公安職員の職權濫用等が十分予防されて、その運営に遺憾なきを期している次第であります。

○一松定吉君 私のお尋ねしたいのは今あなたの御説明のようなことでなく、警察官等職務執行法の七條、海上保安官拳銃使用規定、こういうような詳細なる規定を設けてこの使用に制限を加へ、濫りに使用のできないよう、濫りに生命生命に危険を及ぼさないように、深甚の注意を規定してある。然るにこの鐵道保安職員の拳銃使用に對してはそういう規定を設けてない。それは何故これを設けなかつたのか、設ける必要がないといふことであるならば、どういふわけですか。必要があるといふならば、今あなたのおつしやるように、これが通過の點において、この使用に關する詳細なる取扱規定とか、或いは訓練とかいふようなことをさせるので必要がないからしなかつたといふのであるか、若しそうであるならばですね、これら鐵道公安職員の上司が、本法通過後において、そういう規則を設けるのだというやうなことは、何で決めるのか、或いは本法の附則でもそういうことを書いてあるのか、或いは書いてなくても上司がそういう訓示規定を設けるといふのか、そういう点をもう少し明らかにしておかないと、拳銃使用といふやうな重大な結果を招来することについてはなるた

け深甚の注意を與えるように、拳銃使用者にそれらのことを頭の中に打込んでおくようにしなければ危険だと、こゝろ私は思ふのであるが、その点について御説明を願いたい。こういう意味なのであります。

○衆議院議員(安部俊吉君) この点に關しましては、先程より小委員長である佐藤議員より御説明申上げたのであります。が、私も又提案者としていたしまして御説明申上げたのであります。それは提案者の方といたしましては必要がないと思つたのであります。これです。分だと私は考えておるのであります。なぜならばこの拳銃使用といふ目的は具體的に申上げますならば、その公安職員が職務執行に當りまして、或いは抵抗する、或いは又二人、三人といふやうな団体を組んだ者が暴力的に抵抗をするとか、或いは又逃走するとか、そういう場合に、公安職員自身がその職務を遂行するに當つて、身体の危険を感じた、或いは自分の保護者が身体を危険を感じたといふ場合には、止むを得ずそれは正当防衛のために使用するといふ意味でありまして、併し又その外に沢山のいろいろの條件があります。例えて申しますならば、その拳銃を不注意に磨いておるとか、或いはいろいろ掃除するといふやうな場合、たとえそれに彈丸がこもつておらないと考へても、人のおるところでは、これは不注意にそういうものを掃除してはならぬといふのは當然であります。これは英米法のテクニカル・タームから

言へば、ネグリゼントと申しまして、当然注意すべきことを怠つたので、刑法上の犯罪となり、又大勢の公衆の中で射的の練習をした。そのためにその公衆の一人か、又は数人に危害を與へるに至つた場合は、即ちコントリビュテング・ネグリゼントということになるのであります。更に怠慢、意識的に……悪意を持つた怠慢でやる。こういうものは当然刑法で罰せられるのであります。たとえそれが公安官でありまして、職務遂行のためにピストルを携帯するのでありまして、そういうものは許さないとすることは当然法律の中に包含されておるのであります。或いは又逮捕するとか、容疑者が逃亡した場合、発砲する、威嚇発砲をする必要がありまして、たくさん群衆がいるのに発砲すれば、その容疑者以外に、外の方面に危害を加える場合がある。こういう場合は当然発砲することができないのであります。そういうふうな教養がなければならぬ。具体的な場合、一々こういう場合には、こういふことでなければならぬ。ならば、若しも具体的に挙げた條項以外に、條項に漏れたものならば当然それは発砲してよろしいというように解釈されては困るのであつて、これは本當に必要欠くべからざる、止むを得ざる、やはり公安官というものの職務遂行上それは止むを得ざる身体上の危険、或いは自分の保護すべきところの者の身体上の危険を感じるとき、これを使用するんだという意味において、止むを得ざるということ、これはいろいろの意味を包含したところの止むを得ざるのであります。それで十分意味は

盡くされておる、こういうふうな考えだ。あなたのような解釈をこういふ場合には知らないのです。ただ止むを得ない場合と同じことを書き置いて置けば誰でも、今あなたと同じような観念で、拳銃を使用する場合、使用することができない場合の判断ができるならば、これは実に結構です。そうありたいのです。ありたいのであるが、併しなから公安官というよりな者は、そういうような法律解釈についての知識が乏しい者です。それだから特に私はこれだけではないか、それは海上保安官の拳銃使用に関する訓示規定というやうなものが必要でなければならぬ。あなたのお答えのうちで若し列挙主義を採れば、列挙に外れておつた場合には使用しても、それで危害が生じて、それは不問に付することになるから云々という御意見は、それは私は賛成できません。そういうときは漏れないように書いて置けばいいのです。列挙的に書けば、多少そこに数項目を列挙して、以上これに類する行為についてはというやうな概括的な法律用語を使えば、あなたのように規定が漏れたから云々という疑いを少くすることのできる立法技術があることは御承知の通りです。今あなたは漏れたときは困るから列挙主義にしないのだ、列挙しないことによつて危害を多く及ぼすということは、これは比較したときは比較にならないのです。だから私はやはり「やむを得ない」というやうな、こういう規定だけであるならば、これに対して特別に法律に、この止むを得ない場合の解釈を訓示規定で何とかするといふやうな規定を設けて置くか、或いは取扱規則というものを、海上保安官の取扱規定のうちに特に設けさせることを法文に謳つて置くか何かすれば、あなたのそのやうな御心配はなくなる。又私が心配していることはなくなるのであるから、そういうことを我々立法者として、必要があるかないかについて提案者にお尋ねしているのであります。これは一つ本當に実地に行うときにおいて、あなたのようなお考えを持つて拳銃を使用すればこれは間違ひは起りませんよ、これは法律家でないのでから、法律の知識のない連中ですから……、鉄道公安官だから法律の知識があるといふことは言えません。だからそういうやうな深甚の注意を拂わせるやうな規定を、この海上保安官の職員、若しくは警察官に対して認めたと同じやうなことを、規定する必要があると思ひますのでお尋ねしたわけで、その点はどうぞ悪しからず、私はこれが通過することについては反対しないのです。これが通過しては安心して拳銃の使用ができるようにしたいといふので質問しているのですから、その点は慮心坦懷にお答え願ひたいと思ひます。

○衆議院議員（安部俊吉君） 只今の一松委員の御発言は御尤もでありまして、極めて法案に対して親切丁寧に、この法案を極めて完全に近いものにして、やういふ御親切の御発言でありまして、我々もこれを了承してよく一松委員の御発言の内容は了解するのであります。そうではありますけれども、私は單に公安官というものは、そういうやうな法律の知識があればいいが、ない場合は困るというやうなことを

は、これ少し心配し過ぎる点があるのじやないかと考えられるのであります。何故ならば、普通の人には職業のない人はいないし、私も、私が先程申し上げたやうなことをやるならば、これはやはり刑法上の罪を犯したことになるのであります。公安官が職務遂行以外にそれを濫用するといふことは、これは当然できないわけでありまして、その他いろいろの場合におきまして、そういうことはこれは刑事上の被告になるわけでありまして、当然そういうやうな心配はないと思ひます。又先程こういふ條件を列挙すれば、その列挙したところに漏れたものがジャスティファイされる、正当化されるというところは、そういうやうな解釈し得られる場合もあるのじやないかといふことを申し上げたのであります。その点につきましては、一松委員のおつしやる通りであります。尙、この点につきまして、小委員長である佐藤議員からもお答え申し上げます。

○衆議院議員（佐藤三三君） 只今の衆議院法務委員長の説明に若干補足させて頂きたいのであります。要するに本法案において拳銃使用を制限しようといふ立法趣旨を貫徹するためには、我々衆議院法務委員会としては、第八條の程度で必要且十分であるといふふうに考えたのであります。その一つの理由は、鉄道公安職員の監督官庁である運輸大臣において、あたかも海上保安官に対する拳銃使用制度取扱規定に對照するやうな大臣訓令を発すると、又そのために現に当局においてその立案中であるといふことを聞い

ておりますので相対して武器使用制限の適正化を図るために万全の策が得られるという予想の下に、本法案の程度を以て提案いたしました次第であります。併しながら、尙参議院法務委員会において、第八條の用語がその趣旨を現わす上において適切でない、或いは不十分であるというお考えがあるならば、私共は参議員において適當な言葉を以てその立法趣旨を貫徹せられんことを、この際望んで止まない次第であります。

○一松定吉君　そこでもう一度、まあ御質問というよりも、むしろ御相談の方がいいんじゃないかと思うのですが、この海上保安法の第二十條には、こういうことがあるのです。丁度この鉄道公安職員に関するこの第八條と同じ規定がある。「海上保安官は、その職務を行うに当り特に自己又は他人の生命又は身体保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。」この第八條の規定は、この海上保安官に対する二十條の規定と同じものです。そうしてこの海上保安法の第三十三條には、「この法律に定めるものの外、海上保安庁の職員の種類及び所掌事項」云々「に關し、必要な事項は、政令でこれを定める。」という規定があるのです。そうしてそのいわゆる第三十三條の、必要なことは政令でこれを定めることができるという法律を受けて、ここに海上保安法第五十七号というさつき私の引用したのが出てくるが、これは実によくできている。だからして、あなたの方の御提案になつたこの鉄道公安職員に武器を持たせるといふことも、この海上保安の職員が拳銃を携

えているのと同じことを言うのです。而も第二十條にやんとこういふ規定があります。そうして、この規定を細かに噛み砕いて誤りなからしめるために、その違ひが出てくる。その違ひの根拠は、第三十三條に、「必要な事項は、政令でこれを定める。」というこゝになつておつて、これに基いて違ひが出てくる。こゝまで注意してやれば、私は満足なんです。だから私はこれはこういふようにした方がよいとさつきから考へておるのですが、これはさつきからあなたの方が、参議院でこれを修正することは差支えないと言つておられるので、これに御反対ではなからうと思つておるのですが、如何ですか。これは至れり盡せりです。あなたの方と同じ規定が第二十條にあるのです。

○衆議院専門員(小木貞一君)　今お尋ねの点でございすが、本法案におきましては、第六條で「鉄道公安職員の捜査に關する職務は、運輸大臣が監督する。」と、こういうことになつておるもので、これは要するに捜査上やるものでありますから、この規定で監督上運輸大臣が訓令を發して万遺憾なきを期したい。海上保安庁の長官がやつたと同じような嚴重な武器使用の制限についての訓令を出したいと、目下それを立案中である。こういうこととであります。

○一松定吉君　そうすると、あなたの御解釈は、第六條に「捜査に關する職務」とあるから、その捜査に關する職務の中には武器使用も含むと、こういうのですか。

○衆議院専門員(小木貞一君)　さように解釈いたしましたしております。

○一松定吉君　含むから、それでこの海上保安庁の違ひと同じようなものを選

海上保安庁の違ひと同じようなものを選輸大臣がこれによつてすると、こういふのですか。それは併しなから、運輸大臣がしなないと言へばせんのですから、やはり法律でそういう示唆を與えて置くという方がよいのではないですか。これは第六條にあると、こじつてさういふことを言うよりも、やはり丁寧親切に、この海上保安法にある上り政府としてこういうものを掲げるという御覚悟があれば結構ですが、併し、これは政府が提案したのではないのですから、これは衆議院で提案したのでありますから、政府は、さういふことまで含ませるのだというならば、知らん顔をしておればそれで済むのです。だから、やはり特にこの海上保安法の第三十三條の規定のようなものを設けて、さうして政府をしてさういふ訓示規定のようなものを出させることを示唆して置けば結構なんです。併し、あなたの方の言うように、「捜査に關する職務は、運輸大臣が監督する。」とあるけれども、「監督する」とあるから武器使用に關する詳細な訓示ができるのだというところは、直ちにこれは領かれんのです。

○衆議院専門員(小木貞一君)　私共はこの六條にありますが運輸大臣が當然に詳細な監督をすることができるといふように考へておつたわけでございます。尚、運輸省、鉄道当局の方に聞きまして、目下立案中である、さういふふうな承つておりますので、今の点はそれで十分であると実は信じておつたわけでありまして。

○一松定吉君　それでは運輸大臣に来て頂いて、運輸大臣がそこで引受けて呉れるということであるならば、そ

れは私は反対しません。それならば、二つ運輸大臣の御出席を得て、その御意見を承る必要が生ずるのです。それで、さういふように願ひましよう。

○委員(北村一男君)　了承いたしました。一松委員よろしくございします。か、次回に運輸大臣の出席を……

○一松定吉君　運輸大臣に来て頂いてその説明をして頂いて、引受けてくれるというのを速記録に留めておいてくれれば、それで反対しません。

○鬼丸義壽君　只今一松委員から第八條に關しまして、各方面に亘つて質疑が行われたのであります。當委員会に付託されました、昭和二十三年の七月、警察官等職務執行法の施行されましてから以來、警察官の拳銃使用によつて事故の発生いたしました国警の概況の調査結果を願ひいたしました結果、御提出願ひいたしましたところによりまして、昭和二十三年七月から本年六月までの間に国警だけで扱ひました事故といたしまして、この報告に従ひますれば、発生件数が總計八百二十三件でございします。その中これによつて死亡いたしました者が三十八人、負傷いたしました者が八十六人、約二ヶ年間に於きまして、国警だけの職員の拳銃使用によつて生じた事故がこれだけの数字に當つております。御承知のごとくに、拳銃の携帯をあまり警察官に使用せしむることになりましたのは極く最近のうちに承つておりました。国警の職員におきましても、拳銃の補給が足りないために、極めて僅かな者のみに限つて拳銃の使用を許しておるということでありまして、こ

れによつて見ましても、尙且つこれだけの大きな被害が生じております。更に又これに加えて、御承知のごとくに自治体警察があります。今後国警は勿論、自治体警察におきましても、すべて拳銃の使用を許されたいと思ひます。同時に海上保安庁といひ、麻薬取締員といひ、或いは税關といひ、更に又本件の鉄道公安職員、それぞれ拳銃の使用を許すことになりましたが、この全部に許されまじたる結果について今より考へて見ますならば、誠に寒心に堪えないのじやないか、本法律案を起草するに當りましては、こゝろした既発事件に對しまして調査も定めて御調査に對しましてその考慮の上において尙且つこの制度をこの際設けて行くことの方が適當であるというふうなことの趣旨において、この法案が起草されたのであるかどうかが、この点についてこの際伺ひたいと思ひます。尙私の只今お尋ねいたしましたごとくに、今後これによつて生じます事故の点についてのお見通しも併せて伺ひたいと思ひます。

○衆議院専門員(佐藤三三君)　鬼丸委員の御質疑の通り、私共提案案としては十分警察官の拳銃使用による人身傷害の事故を認識した上で、それを鉄道公安職員に對しては成るべく阻止して、人身保護の目的を達する半面において、鉄道犯罪が御承知の四十二万件という画期的な数字を示している現況に徴し、又最近に鐵道を中心とした惡質犯罪の頻出する傾向に善処するため、本法案のごとく鐵道公安職員が捜査活動をする必要を認め、刑事訴訟法に則つてその目的を達成せしめる必要性に基いて本法案を立案したような次第

第でありま。併しながら御疑念になつたような点については、先程提案者として御説明申し上げたごとく、八條なり或いはこれに呼応する嚴重な取扱訓示規定の設置によつて、十分人命擁護は半面において達成できるといふ確信を持つてゐる次第であります。

○鬼丸義壽君 丁度八條に關連いたしましてもう一点伺いたいと思ひますのは、刑法の三十六條の正当防衛にありまする程度を超えた場合の処分についてであります。八條に掲げてあります職務執行に当り自己又は他人の生命、身体保護に關して、止むを得ない必要がある場合にこれを使用して殺傷したという結果を生じた。これが即ち拳銃使用によりまする場合の一つの範疇になつております。そこで更に刑法の正当防衛規定を制定いたしまするに當つては、概ねこの規定によつて大體人命を尊ぶべしとの趣旨には叶うのであるけれども、更に加えて、板に正当防衛の要件を具えた場合であつても、その結果が著しくその程度を超えたという場合においては、刑を減輕若しくは免除するといふ極めて裁量の余裕ある規定を設けられまして、一段と濫用を防ぐことになつておりますことは御承知の通りであります。従いましてこの八條の規定を設けるのであるといたしましたならば、やはり刑法三十六條にありまする程度超過の場合と同様な規定をここに掲げることが必要ではないか。然らざれば前の要件を具えてゐる行為に基く一切のものは、すべて法令によつて罪の成立を阻却するといふことになりま。その補足の規定を書きますることによつて、初めてこの程度を超した結果發生に對しま

する点について責任を本人が負うといふことにならぬのじやないかと思ひます。この規定の中に一切包含してゐるのであるから、それは余分であるといふやうな或いはお考えでこの規定だけで足りるとお考えになつたかどうか、この点を一つ伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(佐藤三三三君) 第八條に基いた行動は、いわゆる防衛による行為になるわけでありま。従つて刑法三十五條によつて、それは違法性を阻却する、適法な行為として認されることにも相成るわけでありま。ただ併しながら刑法三十五條の一般的解釈からいたしまして、防衛に基く行為であれば、すべて無制限に違法性を阻却するかと一考になりま。それはやはり一定の限界があるわけであつて、形式的には防衛に基く行為であるけれども、實質的に例へば権利の濫用である、職權の濫用であるといふふところに、その妥當な範圍を逸脱した場合には、やはり違法性を具備して、例へば殺傷罪といつたやうなものが成立することになるといふふうに解釈するのことが一般的の見解であると思ひます。従いまして鐵道公安職員が第八條に基いた行為であるといふ外形的な要件を具備いたしてありましても、具体的な場合にそれが妥當な範圍を超えてゐるといふふうに認定される場合なる。そこに公安職員もおのずから第八條に基く行動には刑法の制約があるのだ。かゝるに解釈して差支えないと思ひます。

○鬼丸義壽君 最後に御説明になりました刑法の制約によつて、それを賄うといふ御意見であります。すでに刑法三十六條にも正当防衛の規定を設け、更にこれが程度を超えた場合におけるの処分方法につきまして、やはり法定減輕と申しまするから、この二項の規定といふものは正当防衛による行為であつても、程度を超えた場合には尚且つこれは許さないのである規定を一面になすと同時に、併しながらこの法にたいするものは一般法規とおのずから區別すべきものである。従つて同じやうな行為があつてもそれを減輕する場合がある、免除する場合がある。かくしていわゆる法定減輕、免除の規定を設けてありますことによつて、この種の行為についての完全を期してゐるがごとくに承知してゐるのでありま。故に、ここに八條を作りまする場合に、やはり刑法の完全を期した規定にまでこれを盛り上げて行つたならば、更に一段と八條といふものが生きずるが故に只今質問をしたわけでありま。その点については依然としてやういふやうな御考えであるか、重ねて伺つておきま。

○衆議院議員(佐藤三三三君) 實は刑法の領域におきましても、刑法第三十五條の法令又は正当な業務上の行為、これを一括して正当行為と稱してありますが、この正当行為は違法性を阻却するのだ。併しながらその正当行為にも一定の限界があるものであつて、それを超過した場合はいわゆる過當行為である。この三十六條の正当防衛の過ぎたるものが過剰防衛であり、三十七條の緊急避難を過ぎたるものが過剰避難である。同じやうに三十五條の正当行為についても過當行為、或いは過剰行為といふものを認めて刑の減免を規定した

たらどうかといふ立法論はすでに御承知のごとく相當強く主張せられておる点であります。併しながら解釈論といひましましては、やはり刑法三十五條の正当行為を過ぎたるいわゆる過當行為についても過剰防衛と同じやうに扱つてゐるのであるといふ解釈を下されてあります。判例としてその点を明解にされたものは、私算聞にそつてまだ知りませんけれども、少くとも學說の上では、さういふ形によつてやはり處理ができるのだといふことになつておるやうに承知してゐるのであります。現に私もその説を實は、主張してゐる一人であります。さて本法の第八條において、やはりさういふ趣旨を含めて、規定したならば非常に立派な規定になるのではないかと一考鬼丸委員の御見解に對しては、私はやはりさういふ意味において非常に敬意を表するものでありま。ただ第八條は特別法でありまして、特別法にさういふ規定を設けて刑法の規定の不十分なることを補うといふのは、聊か特別法の域外ではなからうか。理想的には特別法にさういふ規定を設けてこれを一般法である刑法に導入するといふのが立法方式としては一つの行き方でありま。けれども、この際にはかかる特別法或いは刑法の未解決な問題を解決する規定を設けるといふのは、少し目的が大き過ぎはしないかといふやうな考へ方から、私共は第八條にはさういふ刑の減免といつたやうな規定を設けることはいたさなかつたのであります。併しそれは只今申上げましたやうに、刑法の一般原則によつて適當に解決されるといふやうに考へたから、さういふ規定を省略いたした次第であります。

○委員長(北村一男君) まだ論議は盡きませんので、明日午後一時から委員会を開會して、更に御質疑を御懇願することにしたと思ひますが、如何ですか。

○岡部義典君 一つだけ……。本法に「小型武器」と示してありますのは何を意味しますか。簡単に……。これは拳銃を意味するものでございませう。例へば海上保安庁法も、警察官等職務執行法にも皆武器と書いてありますので、武器の規格、大きさが分らないのであります。本法ではそれを小型武器といひまして、拳銃のことを意味する。さういふことになつたのであります。

○委員長(北村一男君) それでは本日はこれで散會いたします。

午後零時二十九分散會

出席者は左の通り。

委員長 北村 一男君

理事 宮城タマヨ君
鬼丸 義壽君

委員 鈴木 安孝君
長谷山行藏君
山田 佐一君
齋 武雄君
岡部 常君
一松 定吉君
須藤 五郎君

衆議院議員 安部 俊吾君
田嶋 好文君
佐瀬 昌三君

法務委員長 安部 俊吾君

政府委員 溝淵 増巳君
法務政務次官 高木 松吉君
法務府検務局長 高橋 一郎君
衆議院事務局側 小本 貞一君
常任委員会専門員 小本 貞一君